

山梨県農産物等認証要綱

目次

第一章 認証について

第二章 山梨県農産物等認証審査会の設置について

第三章 山梨県農産物等認証調査委員会について

第一章 認証について

第1 目 的

この要綱は、山梨県で生産された農畜水産物を主たる原材料として山梨県内で生産された加工食品等（以下「農産物等」という。）について基準を定め、その基準に適合している農産物等を認証することにより、県産農産物等の品質の向上、地域特産物の開発、消費者志向に応えた農産物等の生産等を推進するとともに、農産物等の内容にふさわしい適正な表示を行うことにより、消費者の信頼を高め、農産物等の販売の促進を図り、もって、山梨県農業及び食品産業の振興に資することを目的とする。

第2 県等の責務

県や農産物等の認証事業者をはじめ、本認証制度に関係する者は、この制度の適正な運用と活用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第3 認証基準の設定

- 1 知事は、農産物等を生産し、販売し、若しくは消費する者又はこれらの者が組織する団体から、山梨県農産物等認証基準設定申請書（第1号様式）により申請があった場合において、第1の目的を達成するために必要と認めるときは、農産物等の品質、原材料、生産方法等に関する基準（以下「認証基準」という。）を設定することができる。
- 2 認証基準は、次のいずれかの区分に応じて設定するものとする。
 - (1) 第1類 品質が、特に優れていると認められるもの。
 - (2) 第2類 伝統、素朴さ等独自性があると認められるもの又は原材料若しくは生産方法に特色があると認められるもの。
 - (3) 第3類 農薬、肥料又は添加物の使用方法に特色があると認められるもの。

- 3 知事は、1及び第4の2により申請があったときは、第12に基づき設置する山梨県農産物等認証審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとし、適当と認められるときは認証基準を設定するものとする。
- 4 知事は、認証基準を設定したときは、その旨を公表するものとする。
- 5 知事は、認証基準を設定したときはその旨を、認証基準を設定しないときは理由を付してその旨を、当該申請をした者に通知するものとする。
- 6 認証基準を変更し、又は廃止する場合には、1及び3から5までを準用する。この場合において、「設定」は「変更」又は「廃止」と読み替えるものとする。

第4 認証の申請

- 1 農産物等を生産する者であつて、農産物等の認証を受けようとする者は、認証基準の品目ごとに、山梨県農産物等認証申請書（第2号様式）により、知事に申請するものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、認証基準が設定されていない品目について農産物等の認証を受けようとする者は、認証基準の設定にあわせて認証の申請を行うことができるものとし、山梨県農産物等認証基準設定及び認証申請書（第3号様式）により、知事に申請するものとする。

第5 認証の決定

- 1 知事は、第4の1による申請があったときは、当該申請の内容及び当該農産物等の生産の状況を調査し、認証基準に適合すると認めるときは、認証の決定を行うものとする。

なお、知事は、当該申請内容の認証基準への適合性について、必要に応じて審査会の意見を聴くことができるものとする。

- 2 知事は、第4の2による申請があったときは、当該申請の内容及び当該農産物等の生産の状況を調査し、第3の3により認証基準が設定された場合であつて、当該認証基準に適合すると認めるときは、認証の決定を行うものとする。

なお、知事は、当該申請内容の認証基準への適合性について、必要に応じて審査会の意見を聴くことができるものとする。

- 3 知事は、農産物等を認証したときは、その旨を公表するものとする。
- 4 知事は、農産物等を認証したときはその旨を、農産物等を認証しないときは理由を付してその旨を、当該申請者に通知するものとする。
- 5 認証の有効期間は、当該農産物等が認証を受けた日から3年を経過する日が属する年度の

末日までとする。ただし、知事は認証制度を効率的に進めるうえで、必要に応じ、認証の有効期間を変更することができる。

- 6 認証事業者が、認証を受けた事項を変更する必要があるときは、山梨県農産物等認証内容変更届（第4号様式）により、直ちに知事に届け出なければならない。ただし、次の事項については、変更することができないものとする。

- (1) 適用する認証基準の変更

- (2) 認証基準に基づく農産物等の生産が行われなくなると認められる変更

第6 認証の更新

- 1 認証を受けた者（以下「認証事業者」という。）が、認証の有効期間終了後も引き続き認証を受けようとする場合は、認証の有効期間の終了する6か月前までに、山梨県農産物等認証更新申請書（第5号様式）により、知事に申請するものとする。

ただし、知事が別に日を定める場合は、その日までに当該申請を行えばよいものとする。

- 2 知事は、1の申請があったときは、当該申請の内容及び当該農産物等の生産の状況を調査し、認証基準に引き続き適合すると認めるときは、認証の更新を行うものとする。
- 3 2の調査の結果、認証基準に適合しない事項がある場合は、第9の3の規定により是正を命じ、当該不適合事項が是正されることを条件として、認証を更新することができるものとする。
- 4 更新後の認証の有効期間は、現在の認証の有効期間が終了する日の翌日から5年を経過する日が属する年度の末日までとする。ただし、知事は認証制度を効率的に進めるうえで、必要に応じ、認証の有効期間を変更することができる。

第7 認証マーク

- 1 第5の1及び2により認証を受けた農産物等（以下「認証農産物等」という。）を生産する認証事業者は、認証の有効期間内において、認証マークを当該認証農産物等に表示することができる。

ただし、認証の有効期間内に生産した認証農産物等については、当該認証農産物等の期限表示まで認証マークを表示することができる。

- 2 認証マークの規格、取扱い等は、次のとおりとする。

- (1) 認証マークの形式及び認証農産物等への表示方法は、別表1のとおりとする。

(2) 認証マークの作製及び別表 1 に定める認証マークの表示方法に基づく表示に要する経費は、認証事業者等その作製及び表示を行おうとする者が負担することを原則とする。

3 農産物等の生産又は販売を行う者は、認証農産物等以外の農産物等に認証マークを表示し、認証農産物等である旨の表示をし、又は認証農産物等と紛らわしい表示をして、出荷し、又は販売してはならない。

4 認証事業者は、第 9 の 3 により是正を命じられた認証農産物等について、是正を命じられた時点で保有する在庫商品及び未販売商品、並びに認証基準に則した生産を開始するまでの間に生産した当該農産物等に対して、認証マークを表示してはならないものとする。

第 8 認証事業者の遵守事項

認証事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 第 5 の 1 及び 2 により認証された農産物等の生産を中止したとき又は中止しようとするときは、直ちに知事に届け出ること。

(2) 認証農産物等の生産、出荷、販売等について、自主的にかつ責任ある管理を行うこととし、また、認証農産物等が認証基準どおりに生産されているか等について、事後に確認がとれるよう、次に掲げる記録を、生産の年から 5 年間保管しなければならない。なお、記録は、記録事項の確認が可能な書類（電磁的記録を含む。）であれば、専用の帳簿を作成する必要はなく、仕入台帳や販売台帳、契約書、送り状、領収書、食品等輸入届出書控等により、記録書類に変えることができるものとする。

(ア) 認証農産物等の製造に使用する主たる原材料の仕入に関すること。

必須項目：原材料名、原材料産地、仕入日、仕入量、仕入先、仕入価格

(イ) 認証農産物等の生産（製造、加工を含む。以下同じ。）に関すること。

必須項目：生産年月日、生産場所、生産量、認証基準その他法令により定められている事項

(ウ) 認証農産物等の販売に関すること。（販売していない場合は不要）

必須項目：販売年月日、販売場所、販売量、販売額

(エ) 認証農産物等の出荷に関すること。（出荷していない場合は不要）

必須項目：出荷年月日、出荷先、出荷量、取引額

(オ) 飼育に関すること。（認証基準に飼育方法が定められている農産物等に限る。）

必須項目：認証基準に規定する飼育方法に関すること。

- (3) 食品表示に係る研修会への参加等を通じ、適正な食品表示に係る意識の向上を図るよう努めるとともに、食品表示に係る法令等を遵守すること。
- (4) 認証マークの使用は、適正に行うこと。
- (5) 認証農産物等の販売等の際に生じたトラブルに対し、責任を負うこと。

第9 調査等

- 1 知事又は審査会は、必要があると認めるときは、当該職員等をして認証事業者の事務所及び認証農産物等の製造所を調査し、当該農産物等の製造等の施設、品質管理、品質等について指導させ、又は点検、報告を行わせることができる。
- 2 1の実施にあたり、認証事業者等は特段の理由がない限り、当該調査等を拒むことはできないものとする。
- 3 知事は、1の調査等の結果、認証事業者が認証基準に定める方法により認証農産物等を生産していないことを確認したときは、是正を命じ、所要の報告をさせるものとする。

第10 認証の取り消し等

- 1 知事は、認証事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消すことができる。
 - (1) 認証の取り消しの申し出があったとき。
 - (2) 虚偽の申請、報告又は申し立てをして農産物等の認証を受けたとき。
 - (3) 認証マークを不正に使用したとき。
 - (4) 行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第2条第5号に規定する行政機関からは是正指示（本認証制度に係るものに限る。）をされた場合であって、当該是正を適切に講じない等、他の認証農産物等の信頼を失墜し得る行為をしたとき。
 - (5) その他本認証制度について、重大な支障をもたらす行為をしたとき。
- 2 知事は、1により取り消し（(1)を除く。）をしたときは、当該認証事業者の氏名、名称その他の事項を公表することができる。
- 3 知事は、認証事業者以外の者であって、1の(3)から(5)までに相当する行為をした者があると認めるときは、その者の氏名、名称その他の事項を公表することができる。
- 4 知事は、1により取り消し（(1)を除く。）をしようとする場合及び2若しくは3による公表をしようとする場合は、あらかじめ認証事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

なお、認証事業者の求めがあるとき、若しくは、その他必要に応じて、当該取り消し及び公表について、審査会の意見を聴くものとする。

- 5 知事は、緊急やむを得ない事情がある場合には、4の手続きを省略し、1による取り消し((1)を除く。)及び2若しくは3による公表を行うことができるものとする。

第11 その他

- 1 この要綱に定める知事への申請は、申請する者の住所地（団体にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村長を経由して、当該市町村を所轄する農務事務所に提出するものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、認証に関し必要な事項は、別に定める。

第二章 山梨県農産物等認証審査会の設置について

第12 山梨県農産物等認証審査会の設置

- 1 農産物等の認証等に係る重要な事項についての審査及び調査を行うため、山梨県農産物等認証審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。
- 2 審査会は、第一章に規定された諮問事項について審査し、又はその他の事項について調査し、若しくは知事に対し意見を具申することができる。
- 3 審査会は、委員15人以内で組織する。
- 4 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 農産物等の生産者
 - (2) 農産物等の流通関係者
 - (3) 農産物等の消費者
 - (4) 市町村関係者
 - (5) 学識経験のある者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13 会長及び副会長

- 1 審査会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第14 会議

- 1 審査会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の運営に当たって、委員の代理出席は、原則として認めないものとする。ただし、次の要件を満たしている場合は、代理出席を認めるものとする。
 - (1) 代理出席する者が当該委員と同じ団体に所属している者であること。
 - (2) 代理出席を予定する会議の議題が事前に通知されており、会議開始日までに、当該会議に出席できない委員から議決の委任を受けた者であること。
- 5 委員は、4の(2)に規定する議決の委任をする場合は、知事が別に定める日までに、議決委任状(第6号様式)を知事に提出するものとする。

第15 審査会の庶務

審査会の庶務は、果樹・六次産業振興課において行う。

第16 その他

- 1 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 2 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるものとする。

第三章 山梨県農産物等認証調査委員会について

第17 農産物等認証調査委員会の設置

農産物等の認証を行うために必要な事項について、専門的かつ実務的な調査を行うため、農産物等認証調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第18 委員会の構成

委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

第19 担当事務

委員会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

なお、各調査は第22に規定する庶務担当課が主体となり実施するものとし、必要に応じて、当該担当課がその他の委員に調査の協力を依頼して行うものとする。

- (1) 第3に規定する認証基準の設定に係る調査に関すること。
- (2) 第5に規定する認証及び第6に規定する認証更新に係る調査に関すること。
- (3) 認証を受け、又は受けようとする農産物等の生産に係る記録及び生産場所の調査に関すること。
- (4) 認証を受け、又は受けようとする農産物等に係る成分分析調査等に関すること。
- (5) 要綱第10に規定する認証の取り消し及び公表処分に係る調査に関すること。
- (6) その他農産物等の認証の取扱いに関し必要な事項の調査に関すること。

第20 委員長

- 1 委員会に、委員長を置き、農政部理事もしくは技監をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

第21 会議

- 1 委員会は、第19の(1)に関することについて会議を開催することができる。
- 2 1の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

第22 委員会の庶務

委員会の庶務は、果樹・六次産業振興課において行う。

第23 その他

- 1 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成2年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年10月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年3月28日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、既に認証を受けている者についての当該認証の有効期間については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、既に認証を受けている者についての当該認証の有効期間については、なお従前の例によることとする。


附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、既に委嘱を受けている審査会委員の委嘱期間については、なお従前の例によることとする。
- 3 この要綱の実施に伴い、山梨県農産物等認証制度取扱要領、山梨県農産物等認証審査会組織及び運営要領、山梨県農産物等認証調査委員会組織及び運営要領は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、既に認証を受けている者についての当該認証の有効期間については、当該有効期間のとおりとする。

別表1（第7関係）

<p>1 認証マークの形式</p>
 <p>The image shows a circular certification mark. It features a green outer ring with the text '認証項目' (Certification Item) at the top and '山梨県認証' (Yamanashi Prefecture Certification) at the bottom, both in white. In the center of the ring are three stylized red 'E' characters arranged in a triangular pattern.</p>
<p>2 認証マークの仕様</p>
<p>(1) 外周円の色彩 大日本インクカラーガイドの173 (オフセットの印刷の場合Y80%+C100%)</p> <p>(2) 三つのEの色彩 大日本インクカラーガイドの116 (オフセット印刷の場合M100%×70%)</p> <p>(3) 「認証項目」(それぞれの認証基準の項目を表示することができる)及び「山梨県認証」の文字は白抜きとする。</p> <p>書 体 写研/ナールD・正体</p>
<p>3 認証マークの表示方法</p>
<p>(1) 認証マークは、認証農産物等又はその容器若しくは包装の見やすい箇所に個別に付すものとする。これにあわせて、認証農産物等の販売をしていることを示す目的で次の媒体に認証マークを表示することができるものとする。</p> <p>(ア) 販売店の店頭や認証農産物等が陳列される棚等に掲示する掲示物</p> <p>(イ) 認証事業者や販売店等が作成するホームページや電子広告等の電子コンテンツ</p> <p>(ウ) 認証事業者や販売店等が発行する広告やカタログ等の印刷物</p> <p>(2) (1)の(ア)から(ウ)の各媒体に認証マークを表示する場合にあっては、要綱第7の3</p>

の規定に基づき、その表示により、認証されていない農産物等があたかも認証農産物等であるかのような誤解を消費者へ与えるおそれがある状態にしてはならない。このため、認証農産物等と非認証農産物等が容易に区別され得る状態になるよう、各媒体への認証マークの表示には十分な配慮が必要であることに留意するものとする。具体的には、認証マークが表示された掲示物の掲示方法、認証農産物等の商品陳列方法、電子コンテンツや印刷物に認証マークを表示する場合のレイアウト方法等について留意するものとする。

別表2（第19関係）

農政部理事もしくは技監
消費生活安全課長
衛生薬務課長
新事業・経営革新支援課長
農政総務課長
農村振興課長
果樹・六次産業振興課長
畜産課長
花き農水産課長
農業技術課長
総合農業技術センター所長
工業技術センター所長